

ประกาศ กกท.ที่ 7/2558 เรื่อง มาตรการสนับสนุนการขยายกิจการของผู้ได้รับการส่งเสริมอยู่เดิม

(非公式記)

23 เมษายน 2558

(非公式記)

投資委員会布告

第 7/2558 号

件名 既存奨励者の事業拡大支援措置

投資促進政策の変更によるインパクトを軽減し、既存奨励者の事業拡大を支援するために、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

第1項 投資委員会布告第 2/2557 号日付 2014 年 12 月 3 日件名: 投資奨励の方針及び基準に基づく奨励対象業種にない既存の奨励者に既存の立地で、仏暦 2520 年(1977 年)投資促進法の第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 35 条に基づく税的恩典を除き、既存の奨励証書に基づく恩典を受けて奨励プロジェクトの生産力拡大ができることとする。

第2項 奨励者は事務局が定めた規定に従ってプロジェクト修正を申請しなければならない。

2015 年 4 月 2 日より有効とする。

発布日:2015 年 4 月 23 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長